

## 介護テクノロジー定着支援事業補助金の事務手続きの流れ

### 1. 交付申請書提出 ※R6年度は12/20(金)〆切

- ・添付書類：「様式第1-1号」、「様式第1-2号」及び「様式第2号」見積書・カタログ等の必要書類
- ・期限までに下記提出先に電子メール、郵送又は持参してください。
- ・様式はインターネット上からダウンロード可能です。  
<https://www.pref.tottori.lg.jp/129008.htm>

### 2. 交付決定通知 (交付申請書を提出していただいた事業所から随時)

### 3. 補助事業の実施

- ※交付決定前に実施された事業は原則として補助対象となりません。  
交付決定日後に補助事業を開始することが可能となります。

### 4. 事業完了

- ・次の3点を以て事業完了とみなします。  
①導入機器等の納入 ②納入業者への支払い ③計画に記載した導入効果の検証が完了

### 5. 実績報告書提出

- ・提出期限は完了から30日以内、または事業完了予定年度の翌年度の4月20日のいずれか早い時期とします。

### 6. 補助金支払

- ・実績報告書の審査が終わり次第、お支払いします。

### 書類提出・問い合わせ先

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課（鳥取県鳥取市東町一丁目220）  
【電話】0857-26-7175 【メール】choujyushakai@pref.tottori.lg.jp